

社会体育施設使用について

1. 年間使用が可能な施設 ※各施設使用料は裏面に記載

○スポーツ公園施設

- ・多目的運動場

○村民体育館施設

- ・体育室、柔剣道室

○学校施設

- ・小学校体育館及びグラウンド
- ・中学校体育館及びグラウンド

2. 使用できる時間

(1) スポーツ公園施設

全ての施設

午前9時00分から午後10時まで

※午後10時に施錠します

(2) 学校施設

学校体育館

午後7時00分から午後9時まで

小学校グラウンド

午後7時00分から午後9時まで

中学校グラウンド

午後7時00分から午後9時30分まで

※土・日は午前8時30分から

3. 使用できる期間

(1) 屋内施設

4月1日から 12月28日

1月4日から 3月31日

(2) 屋外施設

4月1日から 11月30日 ※冬季使用不可

4. 施設の使用申請

(1) 大桑村社会体育施設使用許可申請書を教育委員会へ提出し、許可を受ける。

(2) 学校施設を使用する場合は、上記申請書に加え、学校開放施設使用許可申請書を教育委員会へ提出し、許可を受ける。

5. 使用料の納入

(1) 教育委員会が発行する納付書により期限内に納入する。

6. その他

(1) 施設使用時には各施設の使用簿に必ず記入する。

(2) 年間使用団体は、年度当初に団体名簿を提出する。

(3) 使用者の都合により使用の取消を行う場合は、ただちに教育委員会へ連絡する。

社会体育施設の使用料（１時間当たり）

施設名		村内者		村外者	
		施設使用料	照明使用料	施設使用料	照明使用料
スポーツ公園 多目的運動場	半面	３００円	５００円	１，１００円	１，６００円
	全面	６００円	１，０００円	２，０００円	３，０００円
村民体育館 体育室	半面	６００円		２，０００円	
	全面	１，０００円		３，０００円	
村体育館 柔剣道室		４００円		１，１００円	
小中学校グラウンド		２００円	３００円	１，１００円	１，７００円
小中学校 体育館	半面	６００円		１，７００円	
	全面	１，０００円		２，８００円	

○備 考

- ・ 村内に住所を有する者又は就業する者で構成される団体は、使用する施設（照明を使用する場合は照明使用料を加算する。）の１時間当たりの使用料に１０を乗じた金額を納付することで、年間使用できる。
- ・ 村内に住所を有する満６０歳以上の者並びに１８歳以下の者が使用する場合は使用料は無料とする。
- ・ 入場料、その他これに類する料金を領収して使用する場合は、各施設の使用料の２倍に相当する金額を徴収する。